

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成24年 2月 9日

関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所
事務所長 加邊 良徳

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、鬼怒川ダム統合管理事務所の既設の遠方監視制御装置ほか設備（以下「当該設備」という。）に機能障害が発生した際の当該設備の修理に関する公示である。

修理とは、設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備は当事務所の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、工事契約または製造契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において受注者等が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、修理にあたっては受注者等のみが保持する技術が必要である。

よって、当該設備を修理する必要が生じた際は、当該設備の受注者等を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、受注者等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修理の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募条件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、受注者等を修理履行予定者とする。

なお、3. の応募条件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、受注者等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修理履行予定者を決定する。

また、当事務所は当該設備に修理の必要性が生じたときのみ、本公告の手続きによって特定された修理履行予定者と修理の履行に関する役務の提供契約を結ぶこととし、修理の必要性が生じなかった場合は契約手続きを行わないこととする。

ただし、本公示による手続き後に当事務所が修理の履行を依頼できる期間は平成25年3月31日までとする。

2. 履行概要

(1) 件 名 鬼怒川ダム統合管理事務所遠方監視制御装置ほか設備修理

- (2) 対象設備 別紙「修理対象設備一覧表」参照
- (3) 履行内容 鬼怒川ダム統合管理事務所の既設の遠方監視制御装置ほか設備に機能障害が発生し別途契約手続きを行った際、当該設備の修理を行うこと。
- 修理の履行に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②設備毎に必要な以下の何れかの競争参加資格を有すること（別紙「応募要件付表」参照）。
- ア. 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち通信設備工事または受変電設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- イ. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ウ. 国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

③関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ①既設設備の受注者等が保持する著作人格権等に抵触せずに履行が可能である旨を証明できること。
- ②設備毎に検査・試験等に関する自らの体制を証明できること。
- ③発注者からの修理に関する問い合わせに対応できる体制等が整っていること。

3) 業務執行体制に関する要件

本修理に当たっては修理技術者を配置すること。

なお、修理技術者は専任の義務を要さない。

修理技術者は、設備毎に次の①から④のいずれかの条件を満たすこと。

ただし、実務経験とは、4) 実績に関する要件に示す実務経験であること。

- ①学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の実務経験を有する者であること。
- ②学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の実務経験を有する者であること。
- ③上記①及び②以外の者で、7年以上の実務経験を有する者
- ④以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が3年以上あること（別紙「応募要件付表」参照）。
 - ア. 第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
 - イ. 電気工事施工管理技士
 - ウ. 電気主任技術者
 - エ. 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（電気・電子））

配置予定修理技術者として複数名を予定している場合は、配置予定修理技術者毎に指定様式へ記載して提出すること。なお、複数名を提出した場合は、最も評価の低い者を評価対象とする。

本修理に際して修理技術者を変更する場合は、上記の条件を満たし、かつ、当初の配置予定修理技術と同等以上の者に限る。

4) 実績に関する要件

設備毎に、過去に完了した同種設備の修理、製造又は工事（設備の製作又は改造を含むものに限る）の実績を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地14-3
鬼怒川ダム統合管理事務所総務課経理係
電話 028-661-1341 ファクシミリ 028-661-2344

②技術関係

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地14-3
鬼怒川ダム統合管理事務所防災情報課
電話 028-661-1059 ファクシミリ 028-661-7696

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成24年2月9日（木）から平成24年3月1日（木）まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。)

交付場所等：上記（1）②に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成24年3月2日（金）17時15分。

提出場所等：上記(1)②に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）または電送（着信を確認すること）すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。
平成24年3月27日（火） 17時15分
- (4) 3. (1) ①②に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も4(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 本公告に対する応募の単位は、別紙「修理対象設備一覧表」の設備毎とし、一つの参加意思確認書で複数の設備の修理希望を応募することはできない。
- (6) 詳細は説明書による。

設備名称	規格等	設置場所	受注者等	備考
遠方監視制御装置	遠方監視制御装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	日本無線(株)	
遠方監視制御装置	被遠方監視制御装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	日本無線(株)	
多重無線設備	多重無線通信装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	日本無線(株)	
多重無線設備	多重無線通信装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)中松商会	
多重無線設備	多重無線通信装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	三菱電機(株)	
ネットワーク設備	L3-SW・L2-SW	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	富士通(株)	
ネットワーク設備	ネットワーク監視装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	富士通(株)	
ネットワーク設備	光RPR本体	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	富士通(株)	
ネットワーク設備	マイクロRPR	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	富士通(株)	
ネットワーク設備	IPエンコーダ	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	富士通(株)	
ネットワーク設備	IPデコーダ	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	富士通(株)	
デジタル端局設備	複合型多重端局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	富士通(株)	
電話交換設備	電話交換装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	扶桑電通(株)	
電話交換設備	電話交換装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	沖ウインテック(株)	
衛星地球局設備	衛星通信車	鬼怒川ダム統合管理事務所	(株)東芝	
衛星地球局設備	Ku-SAT可搬地球局	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)拓和	
線路監視装置	線路監視装置	鬼怒川ダム統合管理事務所	古河電気工業(株)	
超短波無線電話装置	60MHz帯固定局装置(FB)	高原山無線中継所	アンリツ(株)	
超短波無線電話装置	60MHz帯固定局装置(FX)	鬼怒川ダム統合管理事務所	アンリツ(株)	
超短波無線電話装置	60MHz帯固定局装置(FX)	五十里・川治ダム管理支所	宇都宮電子(株)	
超短波無線電話装置	60MHz帯固定局装置(FX)	川俣ダム管理支所	(株)中松商会	
超短波無線電話装置	60MHz帯移動局装置(ML)	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)中松商会	
超短波無線電話装置	60MHz帯移動局装置(ML)	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	日本無線(株)	
移動通信システム(K-COS)	移動局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)中松商会	
テレメータ設備	テレメータ監視局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)東芝	
テレメータ設備	テレメータ観測局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)東芝	
テレメータ設備	テレメータ監視局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)有電社	
テレメータ設備	テレメータ観測局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)有電社	
テレメータ設備	テレメータ観測局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	日本無線(株)	
テレメータ設備	テレメータ観測局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	アンリツ(株)	
テレメータ設備	テレメータ観測局装置	湯西川ダム管理支所	三菱電機(株)	
放流警報設備	放流警報監視制御局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)東芝	
放流警報設備	放流警報監視制御局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)有電社	
放流警報設備	放流警報中継局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)東芝	
放流警報設備	放流警報報警局装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)東芝	
放流警報表示設備	表示板(操作器含む)	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	名古屋電機(株)	
放流警報表示設備	表示板(操作器含む)	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	星和電機(株)	
放流警報表示設備	表示板(操作器含む)	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	小糸工業(株)	
統一河川情報設備	統一河川情報システム装置	鬼怒川ダム統合管理事務所	日本無線(株)	
地震情報設備	地震情報システム	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)東芝	
地震情報設備	地震計システム	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)勝島製作所	
データ表示設備	ビデオプロジェクタ(制御部含む)	鬼怒川ダム統合管理事務所	三菱電機(株)	
CCTV設備	カメラ装置(制御部含む)	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)東芝	
CCTV設備	カメラ装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	日本電気(株)	
CCTV設備	カメラ装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	田中電気(株)	
CCTV設備	カメラ装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)有電社	
CCTV設備	カメラ装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	三菱電機(株)	
電源装置	直流電源装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)桜電舎	
電源装置	直流電源装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)ジークス・ユアサバーワープライ	
電源装置	直流電源装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)ケーネス	
電源装置	直流電源装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)明電舎	
電源装置	CVCF装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)明電舎	
電源装置	CVCF装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	サンケン電気(株)	
電源装置	CVCF装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)ケーネス	
受変電設備	特別高圧受変電設備	鬼怒川ダム連携受電所	(株)東芝	
受変電設備	高圧受変電設備	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)明電舎	
受変電設備	高圧受変電設備	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	シンフォニアテクノロジー(株)	
予備発電設備	非常用発電装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	シンフォニアテクノロジー(株)	
予備発電設備	非常用発電装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)明電舎	
予備発電設備	非常用発電装置	川俣ダム管理支所	千代田電興(株)	
予備発電設備	非常用発電装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)東芝	
水力発電設備	水力発電装置	川治ダム管理支所	明電舎	
ダム・堰管理用制御処理設備	ダム管理用制御処理装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	日本無線(株)	
ダム・堰管理用制御処理設備	ダム管理用制御処理装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	三菱電機(株)	
水位観測設備	水位計測装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)拓和	
水位観測設備	水位計測装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	横河電子機器(株)	
ダム計測設備	プラムライン装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)共和電業	
ダム計測設備	漏水量装置	川治ダム管理支所	(株)共和電業	
ダム計測設備	漏水量装置	五十里ダム管理支所	(株)共和電業	
ダム計測設備	揚圧力計	五十里ダム管理支所	(株)共和電業	
ダム計測設備	堤体観測装置	湯西川ダム管理支所	(株)共和電業	
ダム計測設備	ダム変位計装置	川俣ダム管理支所	アイドールエンジニアリング(株)	
自動水質観測設備	水質装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)鶴見精機	
自動水質観測設備	水質装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	北斗理研(株)	
自動電話応答設備	自動電話応答装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	日本無線(株)	
気象観測設備	気象観測装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	横河電子機器(株)	
気象観測設備	積雪計測装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)拓和	
気象観測設備	雨量計測装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	横河電子機器(株)	
設備監視設備	設備監視装置	鬼怒川ダム統合管理事務所管内	(株)だけのうち電器	

応募要件付表

設備名称	応募要件							
	(1) 基本的要件				(3) 執行体制に関する要件			
	(③ア. (※1))	(③イ. (※2))	(③ウ. (※2))	(④実務経験)	ア. 無線関係(※4)	イ. ウ. 電気関係(※5)	エ. 技術士(※6)	
通信設備工事	受変電設備工事	物品の製造	物品の販売	役務(※3)	ア. 無線関係(※4)	イ. ウ. 電気関係(※5)	エ. 技術士(※6)	
遠方監視制御装置	○	○	○	○			○	
多重無線設備	○	○	○	○	○	○	○	
ネットワーク設備	○	○	○	○	○		○	
デジタル端局設備	○	○	○	○			○	
電話交換設備	○	○	○	○	○		○	
衛星地球局設備	○	○	○	○	○	○	○	
線路監視装置	○	○	○	○	○		○	
超短波無線電話装置	○	○	○	○	○	○	○	
移動通信システム(K-COSMOS)	○	○	○	○	○	○	○	
テレメータ設備	○	○	○	○	○		○	
放流警報設備	○	○	○	○	○		○	
放流警報設備	○	○	○	○	○		○	
統一河川情報設備	○	○	○	○	○		○	
地震情報設備	○	○	○	○	○		○	
データ表示設備	○	○	○	○	○	○	○	
CCTV設備	○	○	○	○	○		○	
電源装置		○					○	○
受変電設備		○					○	○
予備発電設備		○					○	○
水力発電設備		○					○	○
ダム・堰管理用制御処理設備	○	○	○	○	○			○
水位観測設備	○	○	○	○	○			○
ダム計測設備	○	○	○	○	○			○
自動水質観測設備	○	○	○	○	○			○
自動電話応答設備	○	○	○	○	○			○
気象観測設備	○	○	○	○	○			○
設備監視設備	○	○	○	○	○			○

※1 : 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)一般競争(指名競争)入札参加資格

※2 : 国土交通省競争参加資格(全省府統一資格)

※3 : 国土交通省競争参加資格(全省府統一規格)「役務の提供等」に限る

※4 : 第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

※5 : 電気工事施工管理技士または電気主任技術者

※6 : 技術士(電気電子部門又は総合技術監理部門(電気電子部門))